

いしかわの森づくり検討委員会
報 告 書

平成18年11月

いしかわの森づくり検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	森林の有する公益的機能	2
	(1) 森林の多様な機能	2
	(2) 森林の有する公益的機能の評価	2
3	石川県の森林・林業の状況および課題	6
	(1) 森林の状況	6
	(2) 林業経営の状況	7
	(3) 森林の整備（間伐）に関する制度	10
	(4) 森林の課題	10
4	森林に対する県民意識調査の結果	16
	(1) 調査の概要	16
	(2) 調査の評価	16
5	今後のいしかわの森づくりのあり方	17
	(1) 基本的な考え方	17
	(2) 森林整備（手入れ不足人工林の整備）の方策	18
	(3) 森づくりを支える県民意識の醸成	21
6	森づくりのための新たな財源の検討	24
	(1) 分担金・負担金	24
	(2) 使用料	25
	(3) 手数料	26
	(4) 租 税	27
	(5) 寄付金	29
	(6) 地域通貨	30
	(7) 市民ファンド	32
7	新たな財源確保の方針	33
	(1) 基本の方針	33
	(2) 税制措置の検討	34
8	おわりに	40

1 はじめに

森林は木材の生産のみならず水源のかん養や山地災害の防止など、社会全体に大きな役割を果たしている。

しかし、山間奥地などの森林では、林業採算性の悪化や山村の過疎化等により、これまでの経済活動を前提とした制度では手入れが行き届かず、このまま森林の荒廃が進むと公益的機能の低下等により、県民生活への影響が懸念される状況にある。

こうした状況の中、「いしかわの森づくり検討委員会」では、平成16年6月に県からの依頼を受け、森林の持つ様々な働きを維持・増進するための新たな方策とその財源のあり方について、現地調査や県民意識調査などを行いながら検討を重ねてきた。

また、平成17年6月からは、当委員会に部会を設置して、森づくりの財源について、県の財政状況等も確認しながら、寄付金や税など幅広く検討を進めてきた。

これまでの2年余りの検討結果を踏まえ、本年9月には、手入れ不足となっている森林の整備の手法や事業規模の考え方およびそのための税案について一定の整理を行い、その内容について、県から県民に説明し意見を聴いた後に、それも踏まえながら最終的なとりまとめを行うこととしたところである。

この度、県が行った説明会やパブリックコメントでは、森づくりへの取組とその財源確保のための新たな税制度については、歳出の見直しによる対応を求める意見もあったが、おおかたは肯定的なものであった。また、森づくりの重要性について県民の理解を深めていくべき旨の意見もあった。

今般、これらの意見等も踏まえ、当委員会としての最終的なとりまとめを報告するものである。

2 森林の有する公益的機能

(1) 森林の多様な機能

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、レクリエーションの場の提供など、県民の暮らしに欠くことのできない大切な役割を果たしている。また、近年、地球温暖化を防止する役割や、再生産可能な資源である木材を生産し循環型社会の構築に寄与する働き、さらにはプランクトンや海藻類の成長に必要な栄養分を供給し豊かな海をつくる働きなどが注目されている。

(2) 森林の有する公益的機能の評価

平成 13 年に日本学術会議が森林の公益的機能の評価した手法に基づいて試算すると、本県の森林（全国の森林の 1.1%）が果たしている公益的機能は、貨幣換算できるものだけで年間約 1 兆 1,350 億円（全国評価額の 1.6%）となっている。

森林の多様な機能は、森林所有者や林業関係者に限らず、広く県民に利益をもたらすものであり、森林を健全な状態に保ち、それらの機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わりのある問題である。

森林の公益的機能の評価額（年間）

機 能	全 国	石 川 県
水源かん養関連	29兆8,500億円	6,800億円 (2.3%)
山地災害防止関連	36兆7,000億円	4,180億円 (1.1%)
保健文化関連	2兆2,500億円	210億円 (0.9%)
生活環境保全関連	1兆4,600億円	160億円 (1.1%)
合 計	70兆2,600億円	1兆1,350億円 (1.6%)

注：1 日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(H13.11)における評価手法に基づき県で試算

2 ()は対全国比

○森林の多様な機能

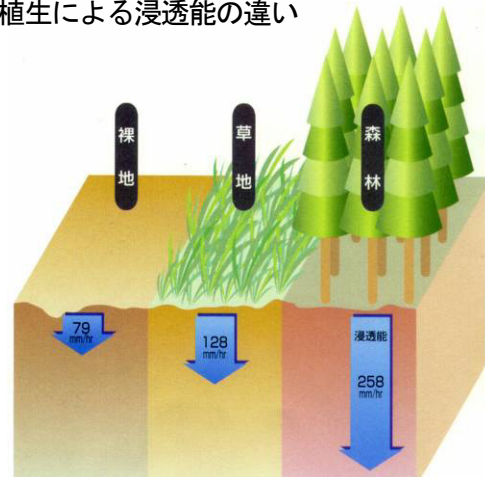
水源のかん養

森林の土壌は、スポンジのように隙間がたくさんある構造になっており、地表に到達した雨水や雪どけ水をすみやかに地中に浸透させ、徐々に河川等へ流出させることにより、渇水や洪水を緩和する働きがある。

さらに、この過程で、水の富栄養化等の原因となる窒素、リンなどを吸着・吸収するとともに、基岩からミネラルを溶出し、おいしい水をつくる。

また、石川県は、降水量が全国平均の1.5倍もある多雨地域であるが、河川の勾配が急で短いため、降雨がすぐに海に流れ出すなど、水資源の利用が困難な自然条件下にある。そのため、森林の水源かん養機能は、水を安定的に利用するうえで大変重要な働きを果たしている。

植生による浸透能の違い



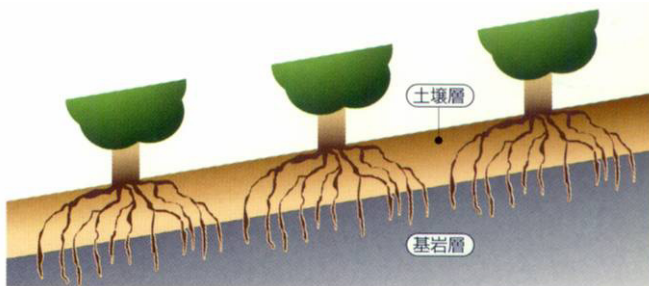
資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水および土壌保全機能に関する研究」1975

山地災害の防止

森林は、地中深く伸びた樹木の根が土壌をしっかり押さえているため、山崩れが起こりにくくなる。また、下草、落ち葉に覆われている森林では、これらが土壌を保護して浸食・流出を抑制している。

このように、森林は土砂の崩壊、流出を抑制することにより、山地の荒廃や災害を防ぐ働きをしている。

樹木の根の様子



森林と裸地の土砂流出量



資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学1970

保健・文化的活動の場の提供

森林は山岳、溪谷等と相まって美しい景観を構成している。また、植物が発散する「フィトンチッド」を浴びてリフレッシュする森林浴やレクリエーション、環境教育の場を提供している。

また、森林は多様な生物の生息・生育の場となっており、遺伝子や生物種、生態系の保全に役立っている。

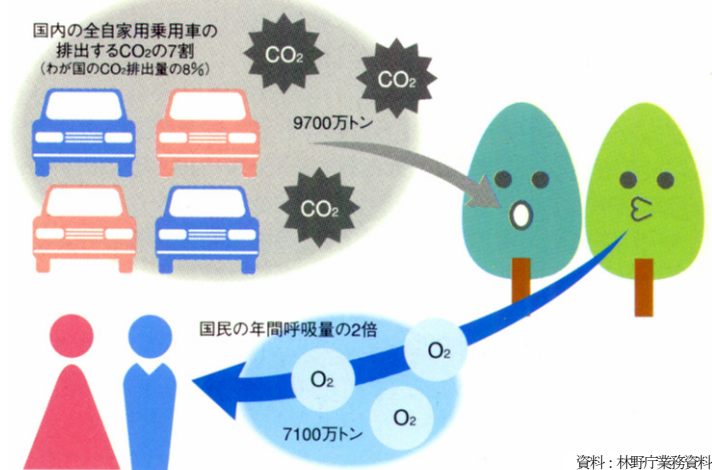
保健保安林（小松市尾小屋地内）



生活環境の保全

森林は、光合成により酸素を供給し、二酸化炭素を吸収・固定して、地球温暖化防止に重要な役割を果たしている。また、風害、飛砂の防止などに役立っている。

二酸化炭素吸収と酸素の供給



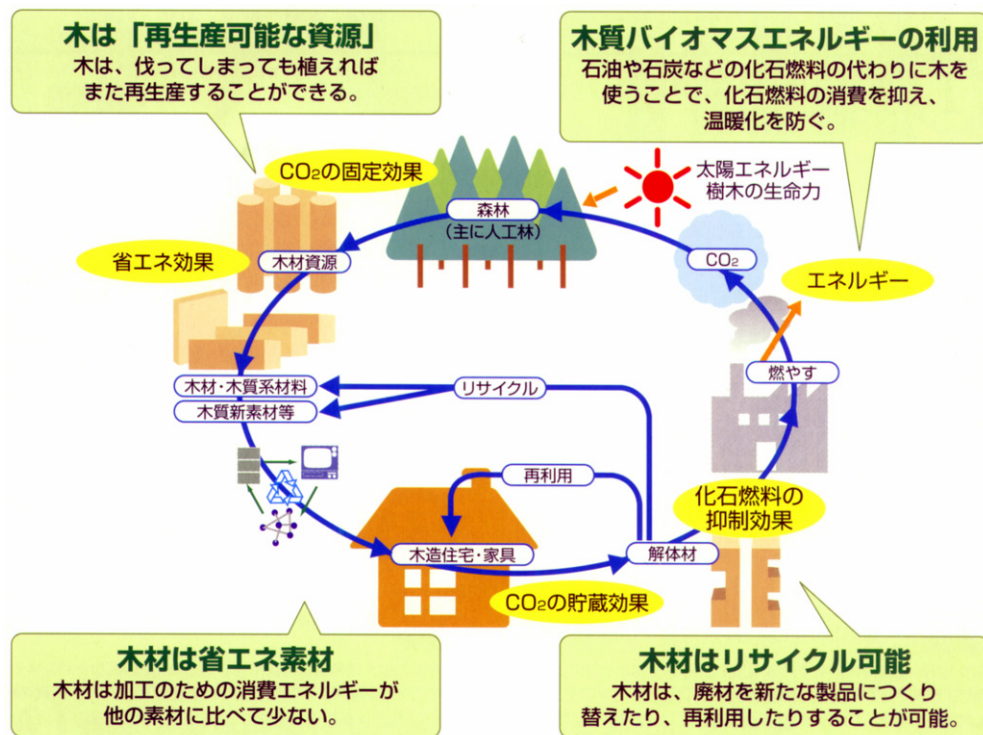
木材の生産

森林から生産される木材は、金属や石油化学製品などと異なり、適切に森林を管理すれば半永久的に再生産が可能な資源である。

鉄やアルミニウム等と比べ、加工のための消費エネルギーが少ない省エネ材料であるばかりか、廃材から新たな製品をつくるなどリサイクルも可能で、最終的には石油や石炭などの代わりに燃料とすることにより、化石燃料の消費を抑える効果がある。

森林は、このような再生産可能な資源である木材を生産し、循環型社会の構築に役立っている。

森林を活用した循環型社会システム



資料：林野庁業務資料

3 石川県の森林・林業の状況および課題

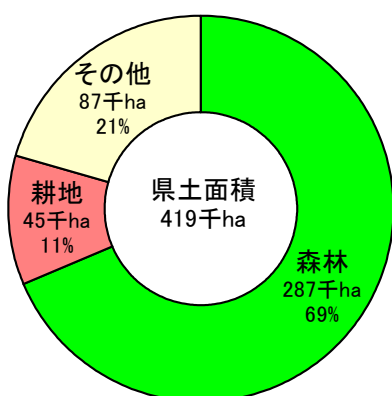
(1) 森林の状況

本県の森林面積は287千haで、県土の約69%を占めている。戦後の荒廃林地の復旧等のため、積極的に造林が進められた結果、県内の私有林には約99千ha（私有林の約4割）の針葉樹を主体とした人工林が造成されている。

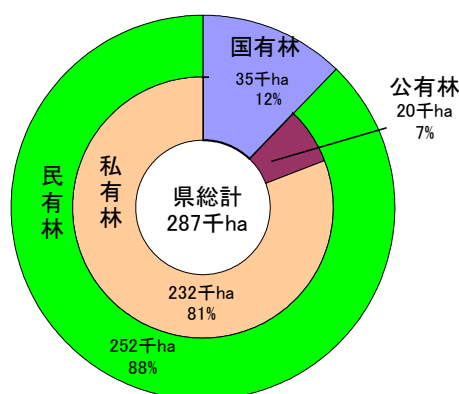
人工林の齢級構成は、8齢級（36～40年生）をピークにした偏った構成となっており、約59千ha（60%）が間伐を必要とする林齢（16～45年生）となっている。

また、約6割を占める広葉樹を主体とした天然林は、大部分が自然の遷移に委ねられており、近年では自然環境や景観、保健休養の場としての関心が高まっている。

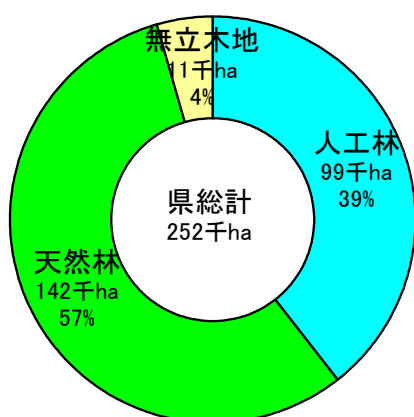
土地利用別面積



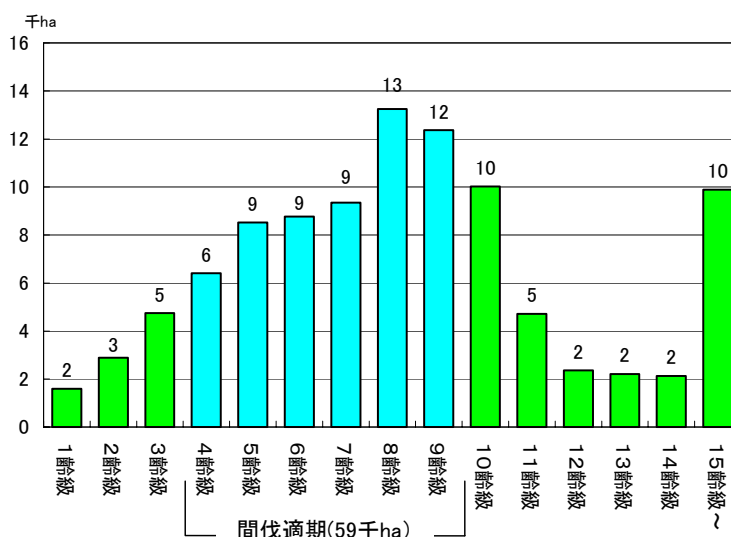
森林の所有形態



森林（私有林）の現況



人工林の齢級構成



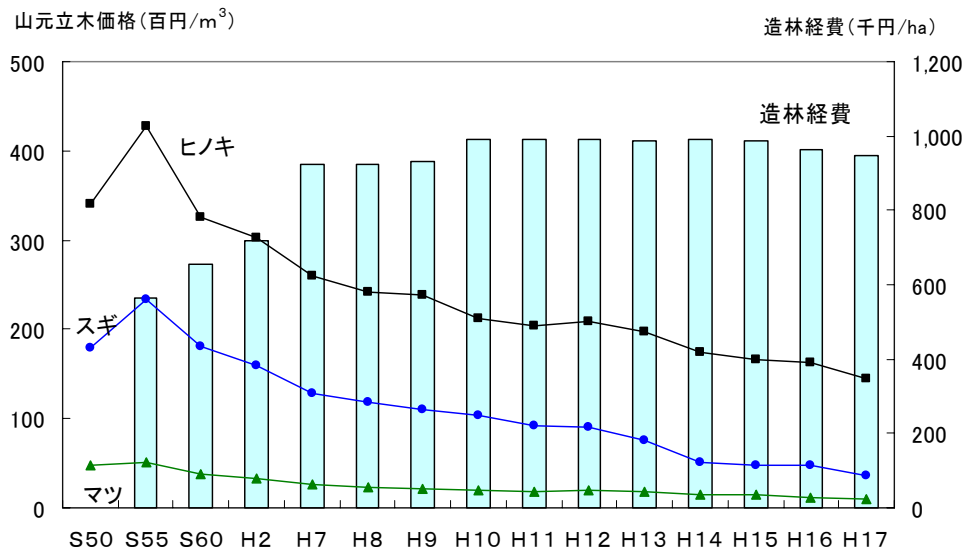
注：齢級とは、樹木の年齢を5年刻みで区分する単位で、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級などとして統計上の整理をしている。

(2) 林業経営の状況

木材の価格は、林業生産活動の動向に大きな影響を与えるが、立木の価格は昭和55年をピークに下落し、現在は昭和55年の価格の2~3割の水準となっている（スギ立木価格：23千円/m³→4千円/m³、ヒノキ立木価格：43千円/m³→14千円/m³）。

一方、人件費の上昇等により造林に要する経費は上昇し、現在は昭和55年の1.7倍となっており、林業の採算性の悪化が一層進んでいる（造林経費：56万円/ha→95万円/ha）。

立木価格と造林経費の推移

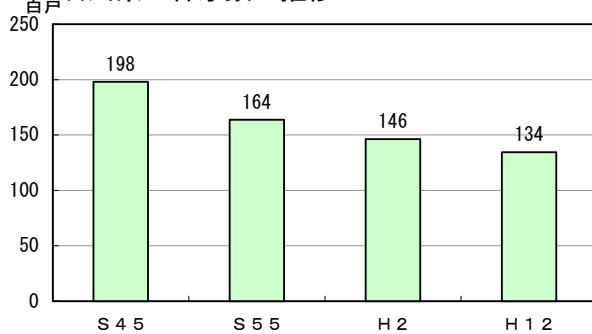


注1：山元立木価格は、日本不動産研究所「山元立木価格調」による。
 注2：造林経費の算出は、スギ拡大造林2,500本/ha植栽の標準単価による。

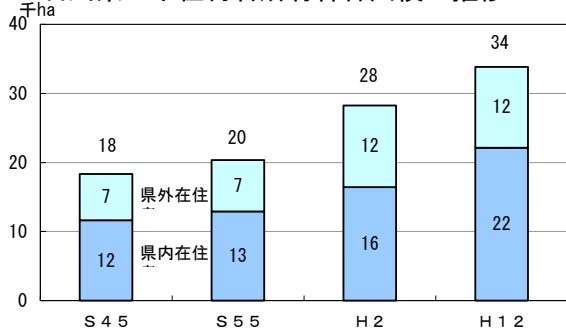
本県の林家は13千戸と、昭和55年と比べて18%減少しているが、その一方で、「不在村森林所有者」の森林は34千haと、昭和55年と比べ1.7倍に増加している。

また、林家の経営規模は、山林保有規模において5ha未満が全体の73%を占めており、極めて零細性が強いものとなっている。

石川県の林家数の推移



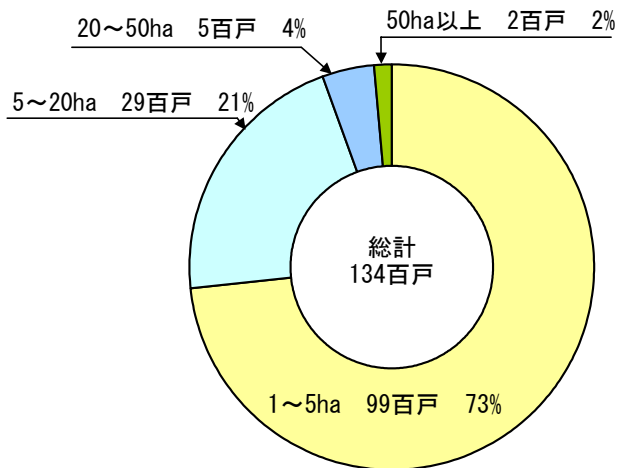
石川県の不在村者所有森林面積の推移



※ 林家とは保有山林が1ha以上の世帯。

資料：農林水産省「世界農林業センサス」

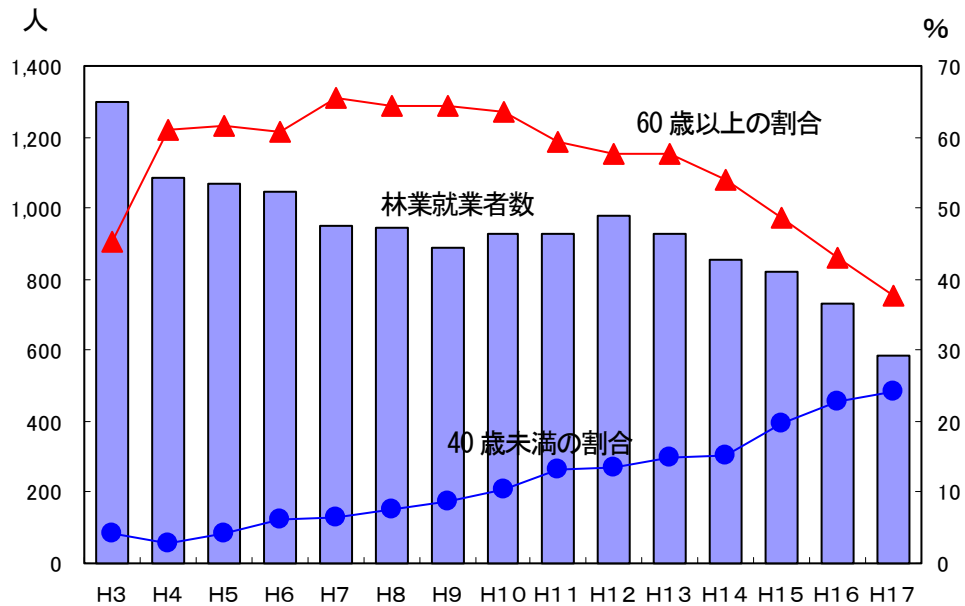
山林保有規模別林家数



資料：農林水産省「世界農林業センサス」

林業就業者は、就労条件の改善等の取組により、40歳未満の就業者が増加するなど若干の若返りが図られてきているが、就業者数は近年減少傾向にある。

林業就業者数と年齢構成の推移



本県林業の変遷

本県の森林は、戦時中の濫伐によって、終戦直後には1.5万ha（全国では150万ha）が「はげ山」となるなど荒廃が進んでいたが、さらに戦後も復興のための伐採が行われたことから、昭和20～30年代では、山地災害の防止を図ることが緊急を要する課題となっていた。

そのうえ、その後の急速な経済成長により将来における木材需要の大幅な増大が見込まれた。

こうしたことから、荒廃林地の復旧を図るとともに、早急に木材を供給できるようにするため、成長が早く住宅資材等として加工しやすいスギなど針葉樹の造林を推進する施策が全国的に展開され、本県においても、広葉樹の伐採跡地や原野などで造林が積極的に進められ、これまでに99千haの人工林が造成された。

人工林の造成は、奥山や林道から遠い箇所など条件の不利な場所でも行われたが、当時は、労働賃金が低く、木材価格が上昇していたこともあり、森林整備に投資しても十分収益が見込まれたことから、積極的に造林が行われた。また、林業は就労機会の少ない山村地域に雇用の場を提供し、地域の活性化に大きく貢献していた。

一方、急速に増大した国内の木材需要に対応するため、国では、昭和35年に丸太の輸入を自由化し、昭和39年には製品を含めた木材輸入の完全自由化を行い、旺盛な国内需要に対応することとした。

こうした中、県としても、これまで林業の振興を通じた森林の育成とその多面的な機能の発揮に向けて、林業者による森林の整備や担い手対策、森林整備に必要な林道や作業道の整備、さらには加工流通対策等、森林資源の造成と林業・山村地域の振興に総合的に取り組んできたところである。

しかし、その後、円高の進行などによって外材の輸入が加速したこともあり、安価で安定的に供給できる外材が国内シェアの大半を占めるようになり、国産材価格は外材に引きずられるように下落し、低迷を続けてきた。

このため、林業の採算性が悪化し、山村の高齢化等も相まって、これまで植えてから収穫できるまで50年以上もかかる息の長い林業に懸命に取り組んできた所有者の中には、林業経営への意欲が低下し、特に条件不利地等の森林においては利用間伐も困難であることから、やむなく森林の手入れをやめたまま放置され荒廃が進む森林が増加してきている。

(3) 森林の整備(間伐)に関する制度

間伐等の森林整備を行うための主な制度として、造林事業がある。

造林事業は、林業という経済行為を前提に、一定の所有者負担を伴う制度であることから、木材価格が下がるなど採算性が悪化すると森林整備が進みにくくなる。

このため、集落や林道周辺の経営条件の良い森林などでは、所有者が負担をしても整備が行われているが、奥地や林道から遠いなど経営条件が悪い森林や、所有者が不在村となっている森林などでは整備が進まない傾向にある。

また、一般的に間伐の対象となるのは林齢が16～45年生の人工林であるが、造林事業では原則として16～35年生の森林が対象となるため、36～45年生については制度の対象から除外されている。

なお、現在、暫定的に、一定要件を満たす森林に限り36～45年生についても制度の対象となるが、条件を満たすものは一部に限られている。

このほか、保安林を対象に森林整備を行う制度として治山事業があるが、保安林は伐採制限等の私権の制約があり、また、一旦保安林に指定されると指定目的の消失などの理由がない限り解除ができず、自由に伐採ができないことなどから、所有者はその指定に慎重である。

(4) 森林の課題

本県の森林については、林業採算性の悪化や不在村森林所有者の増加等を背景に、間伐などの手入れが行き届かない人工林の増加が大きな問題となっている。また、これに加え、薪炭が使われなくなったことなどを背景に、放置された里山林や竹林の増加のほか、マツクイムシによる被害林などの問題もみられる。

森林の多様な機能が十分発揮されるためには、森林が常に健全な状態に保たれる必要がある。しかし、人工林は天然林と異なり、間伐などの手入れが不可欠である。

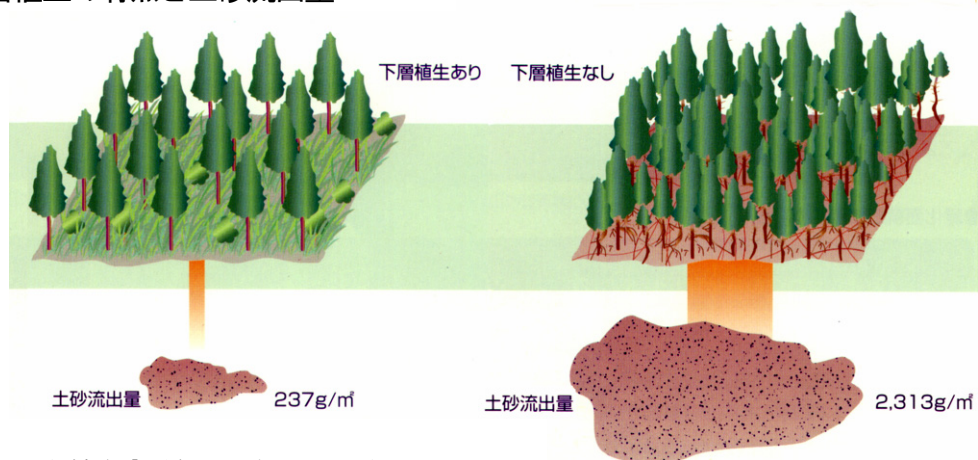
間伐が行われないと、林内が暗くなるため下層植生が少なくなり、地表がむき出しになって雨水とともに土砂が流れ去りやすくなる。一方、間伐が行われると、林内に光が入り下層植生の生育が促され、地表が守られるとともに、保水量も多くなることから、水源のかん養や山地災害の防止といった森林の機能が維持される。

本県において過去 20 年間に間伐の対象となっていた森林は 59 千 ha で、このうち間伐が行われたのは 30 千 ha にとどまっております、少なくとも 29 千 ha は間伐が一度も行われず手入れ不足となっております。この手入れ不足林は、加賀、能登を問わず、県内に広く分布している。

このような森林を今後も放置し続ければ、森林は荒廃し、水源のかん養や山地災害の防止といった公益的機能の低下を招き、県民生活への影響も懸念される。

また、一旦荒廃した森林を再生するには、更に多額の投資と長い年月が必要となることから、早急に整備を行うことが重要である。

下層植生の有無と土砂流出量



資料：大味新学「山腹斜面の侵食に関する研究」1974
(38 年生ヒノキ林における調査)

森林の土壌断面図

手入れされた人工林

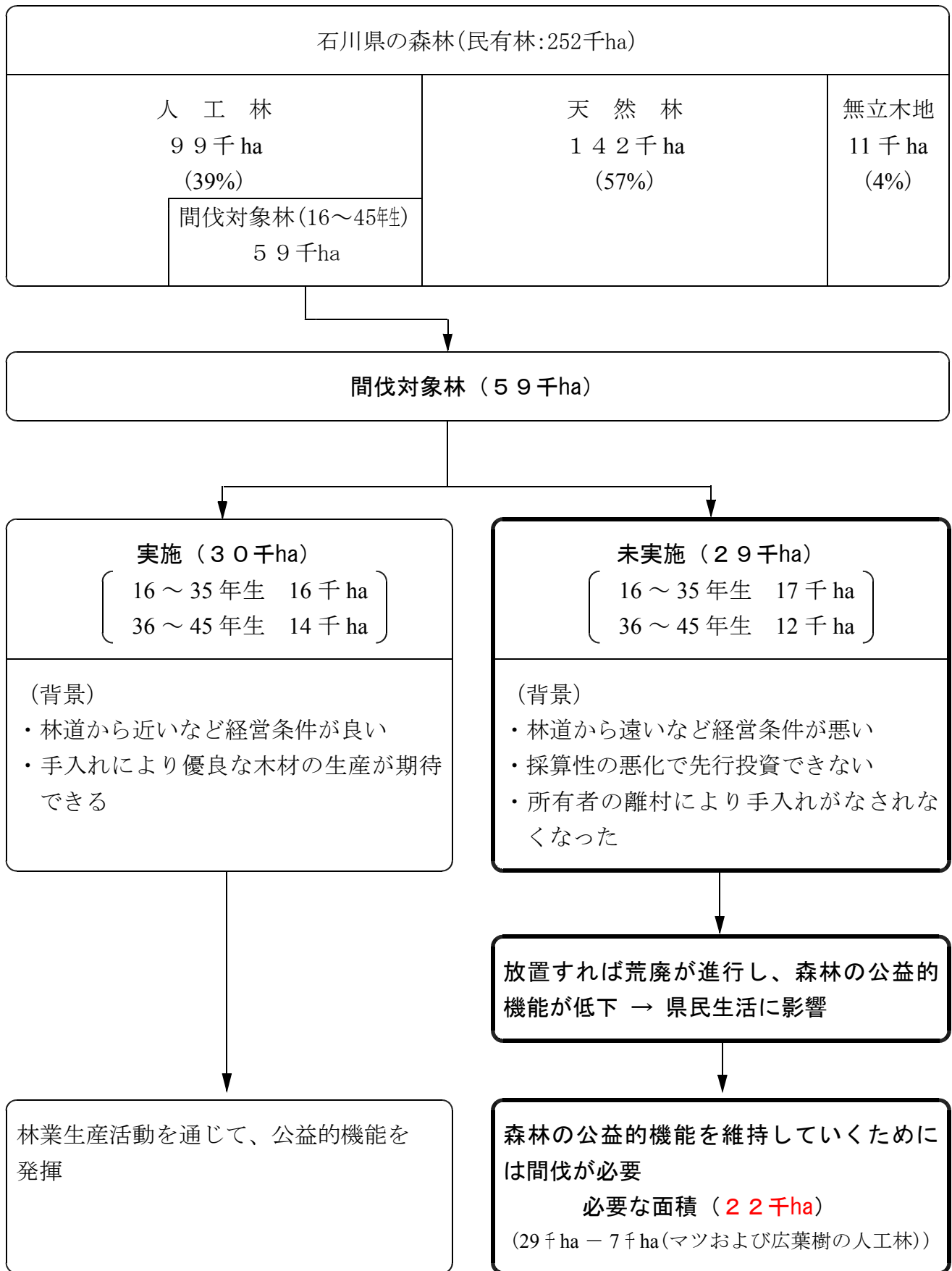
手入れ不足の人工林



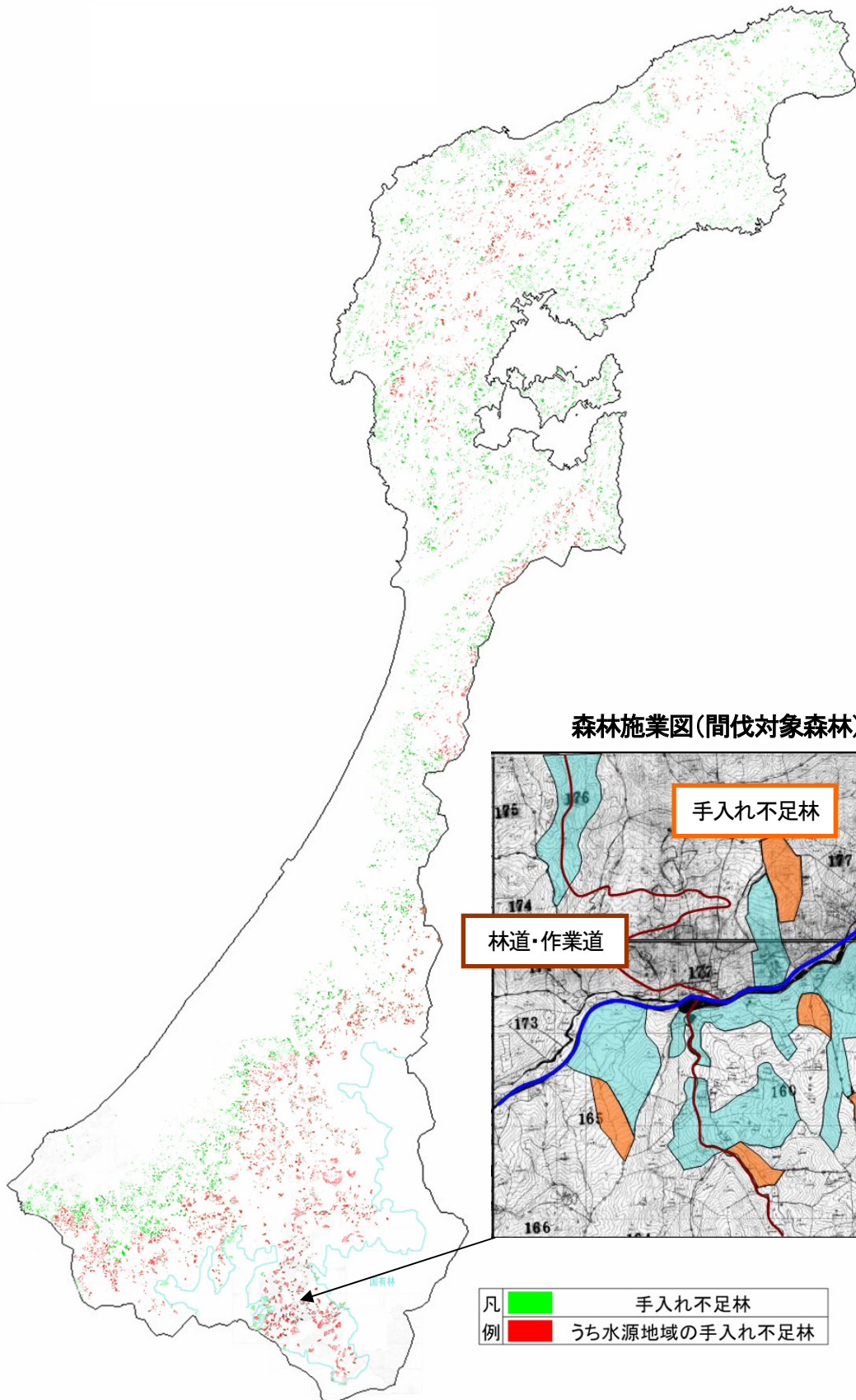
よく手入れされた人工林では、下草などの下の地表面に落ち葉などの層が形成され、その下に落ち葉などが分解した隙間の多いフカフカの層(表層土)が形成されている。

この表層土は雨水を吸い込み、ゆっくり流す大切な働きをしているが、間伐が行われず下草が少なくなると、落葉や表層土が流出してしまい、このような働きが著しく低下してしまう。

石川県における間伐の現状



手入れ不足林の分布状況



現地調査の結果

手入れ林（白山市（旧白峰村）そぶ池地区）

（手入れ状況）

国道に隣接した森林で、植林後の下刈および枝打作業が適度に行われ、最近では不良木等の間伐作業が行われている。

（林地の状況）

林内は比較的明るく、下草等も繁茂し、トチノキなどの高木性の広葉樹も育ちつつある。

（経営の可能性）

今後も、適度な抜き伐りを行い、80年生以上の長伐期施業を指向することで経営可能と見込まれる。

（今後予想される状況）

林業経営を通じて、将来的にも公益的機能の発揮が期待される。



手入れ不足林（白山市（旧白峰村）西山地区）

（手入れ状況）

林道から約300m離れている森林で、植林後の下刈り作業までは行われていたようであるが、その後の枝打や間伐作業が行われていない。

（林地の状況）

林内は薄暗く下草が少ない状態でモヤシ状の木が多く、下草の生えていない急斜面は土壌の流出も見られる状況。

（経営の可能性）

既に40年経過しており、今後手入れをしても、木材として収入を上げることはほとんど期待できない。

（今後予想される状況）

既存の制度では整備が期待できず、このまま手入れされずに土壌流出等の荒廃が進み、森林機能のさらなる低下が懸念される。



公益的機能の回復のための取組事例

かつて荒廃した森林を復旧するため、長い年月と多くの人手、多額の経費をかけた取組がなされてきている。

(石川県小松市の事例)

銅山開発に伴う煙害等により「はげ山」と化した森林の緑化に昭和47年より63年にかけて取組み、堆肥と種子のヘリコプター散布などにより緑の復旧に成功した。

(北海道襟裳岬の事例)

開拓による森林伐採や家畜の放牧により砂漠化が進み、海が濁ったため主要産業である水産業に大きな打撃を与えたが、昭和28年から本格的に進められた緑化により飛砂の発生や濁水の流入が抑制され漁場としてよみがえった。

(参考) 石川県小松市の事例（緑化前、緑化後）



4 森林に対する県民意識調査の結果

(1) 調査の概要

森林に対する県民の意識やニーズを把握するため、18歳以上の県民3,000人を対象に意識調査を実施し、1,452人（回答率48%）から回答を得た。（平成16年9月実施、調査結果の詳細は附属資料7P～8P）

回答では、9割の人が森林に親しみや恩恵を感じており、近年の環境問題等を背景に、「地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」、「災害を防止する働き」を森林に対して期待している人が多くなっている。

本県の森林の現状については、「手入れが不足している」と感じている人が約4割となっている一方、「わからない」とする人も約4割を占めている。

また、森林を守り育てていく上で「植林の実施」、「間伐等の実施」、「森林整備の担い手の育成」を必要とする人が多くなっている。

森林整備のあり方については、約8割の人が森林の維持管理のための費用負担やボランティア活動に協力したいとしている。

これらの人が考えている費用負担額は、「年間1,000円程度」が約50%、「年間500円程度」が約27%、「年間2,000円程度」が約16%という結果となっている。

また、これらの人がボランティアとして森林づくりに協力する場合は、「県や市町村が実施するイベントに参加」とする人が最も多くなっている。

(2) 調査の評価

調査の結果、多くの人が森林に親しみや恩恵を感じているものの、森林の状況については「わからない」とする人も多くなっている。また、現実には「植える」ことより間伐など「育てる」ことが必要となっているにもかかわらず、「植林の実施」が必要とされているのは、森林の状況が「わからない」人が多いためであると考えられ、森林に関する県民理解を一層深めていくことが必要である。

費用負担やボランティア活動については多くの人が協力したいとしているものの、ボランティアについては、イベント参加のような比較的手軽な形での協力を希望する人が多く、森林に対する県民理解を深める上での意義は大きいですが、能力や安全面から作業内容が限られざるを得ない。

費用負担については、協力したいとする人のうち、「年間500円程度」であれば9割強の人が、「年間1000円程度」であれば7割弱の人が負担してもよいとの結果となっており、県民の協力を求める場合の参考になるものと考えられる。

5 今後のいしかわの森づくりのあり方

(1) 基本的な考え方

森林は、木材の生産のみならず、水源のかん養や山地災害の防止など多くの公益的機能を有し、社会全体に大きな恩恵を与えている。森林を健全な状態に保ち、その機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わりのある問題である。

これまでの森林と人との関わり、林業が山村社会に与える影響、循環型社会の構築の面からみた木材利用の意義等を考えると、林業関係者による林業生産活動を通じて健全な森林が造成され、森林の機能が維持されることは、本来望ましいものである。

しかし、新植した当時は、採算の見込みがあって植林した森林でも、その後の管理費の上昇や木材価格の下落によって、林道から離れているものや奥山にあるものなど条件が不利なところにあるものについては採算が見込めなくなり、手入れがなされなくなっている。

手入れ不足により生じる木材の経済的な損失については所有者の責に帰すべきであるが、問題は、公益的機能が日々失われることによる損失は県民全てに及ぶことである。そして、林業を巡る厳しい状況の中、すべての森林の整備を林業関係者の自助努力に委ねることには限界があるといわざるを得ない。

そのため、林業関係者だけの問題としてではなく、森林のもたらす恩恵を享受している県民全体が、自らの問題として受け止め、解決のために取り組んでいくことが重要であると考えられる。

森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、現行の造林事業等を活用して森林整備を進めていくことが必要である。その一方で、現行制度の枠内では公益的機能の確保すら困難なものについては、県民の理解や協力のもと、恩恵を受けている社会全体で森林を支えていく新たな制度を構築していくことが求められている。

(2) 森林整備（手入れ不足人工林の整備）の方策

本県では、民有林252千haのうち人工林が99千haあるが、間伐等が行われず荒廃化が懸念される手入れ不足の人工林29千haの整備が緊急の課題となっている。

なかでも、県民生活との密接な関係があるにもかかわらず、林業関係者による整備が期待しがたい水源地域等の手入れ不足林については、重点的に取り組む必要がある。

一方、水源地域等以外の森林についても、災害を防止し、多様な生物の生息の場を提供するといった森林の機能を維持するために、整備を進める必要がある。

間伐の必要な林齢は16～45年生であり、そうした林齢にある人工林の間伐を促していくための取組が必要である。なお、現行の造林事業に係る国の助成制度では、36～45年生が原則助成対象外となっていることから、立木価格の低下等により伐採時期が延びていることを踏まえ、国に対し助成対象を拡げることが強く要望していくことも必要である。

こうした中、これまでに19の県において、同様な認識のもと、その県独自の特徴を取り入れた新たな仕組みを導入あるいは導入を決定して森林の整備を進めている。

高知県や鳥取県では、水源地域等にある手入れ不足林の整備を重点的に進めるため、所有者負担を求めずに、県が所有者に代わって整備を行っている。ただし、その条件として、①一定期間皆伐を禁止する、②整備の内容を木材生産よりも、公益的機能を優先させるものとする等について所有者との間で協定を締結することとしている。

この場合、②の整備の内容については、人工林のような頻繁な手入れが不要で安定して公益的機能を発揮できる混交林に誘導していくための強度な間伐を実施することとなっている。

一方、岡山県では、全県的に整備を進めるため、地域を限定せずに、原則として現行制度の対象とならない36～45年生の森林を中心に、所有者負担は残るものの、新たに助成している。

森林の公益的機能を維持していくためには、これらを参考に、本県としての森づくりの仕組みを構築していく必要がある。

具体的には、水源地域等の手入れ不足林については、まず重点的に整備が進むよう、所有者負担を求めずに整備を行う方法が有効であり、加えて現行制度も最大限活用していくことも重要と考えられる。

この場合は、協定の締結により、一定期間（例えば20年間）の皆伐禁止や、強度間伐による広葉樹との混交林への誘導などの規制を課すことが必要と考えられる。

水源地域等以外の森林についても、災害を防止し、多様な生物の生息の場を提供するといった機能を維持するために整備を進める必要があるが、この場合、現行制度を参考に一定の所有者負担を求めることを検討することが適当と考えられる。

この場合においても、整備の効果を担保する観点から、一定期間（例えば20年間）は皆伐を禁止する等の協定を締結することも必要と考えられる。

また、助成率については、現行制度のもとでの整備の実情も参考に、実質的に整備が進むよう留意して設定していくことが必要と考えられる。

なお、事業の実施にあたっては、森林所有者の同意が欠かせないことから、新たな森づくりの制度に対する理解と協力を求めていくことが重要と考えている。

(参考) 林業生産活動を伴わずに森林の公益的機能を維持できる森林

木材生産を目的とする人工林の管理には、半永久的に費用と手間が必要となり、それらをどれだけ注ぎ込むかは、林業の採算性に左右される。このため、管理の結果実現される公益的機能の水準も、林業経営を巡る状況の変化に左右されざるを得ない。

自然状態に近い混交林では、人工林のような木材生産は期待できないが、人工林のような頻繁な手入れを行わなくても、安定して公益的機能が維持できるため、経済状況の変動に影響されにくいという利点がある。

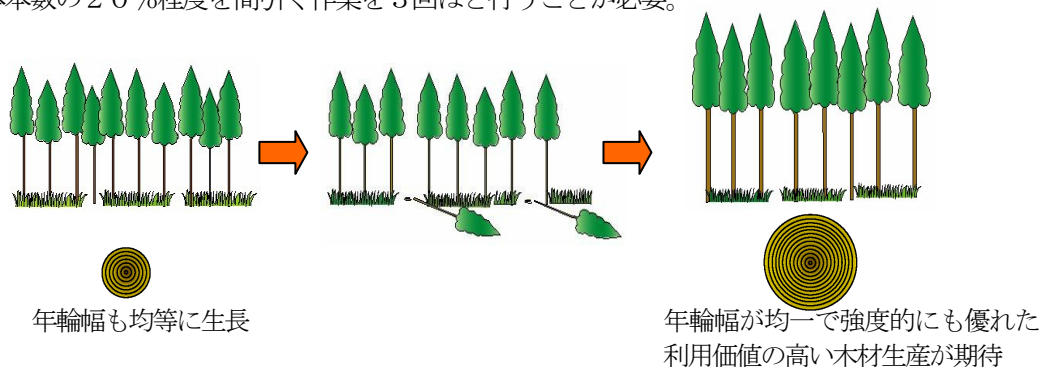
このため、林業採算性の悪化等から、間伐などの整備がなされず、今後も木材生産のための管理を期待しにくい人工林については、過密な樹木を強度に間伐し、林内を明るくすることにより、天然広葉樹の育成を促し、針葉樹と広葉樹が混交した状態に誘導していくことが考えられる。

強度間伐による混交林化のイメージ

通常の間伐

木々の密度を調整することで残された木を健全に育てるために必要な作業。

通常、柱など住宅資材として価値のある木材に育てていくには、16～45年生の間伐適齢期に全体本数の20%程度を間引く作業を3回ほど行うことが必要。

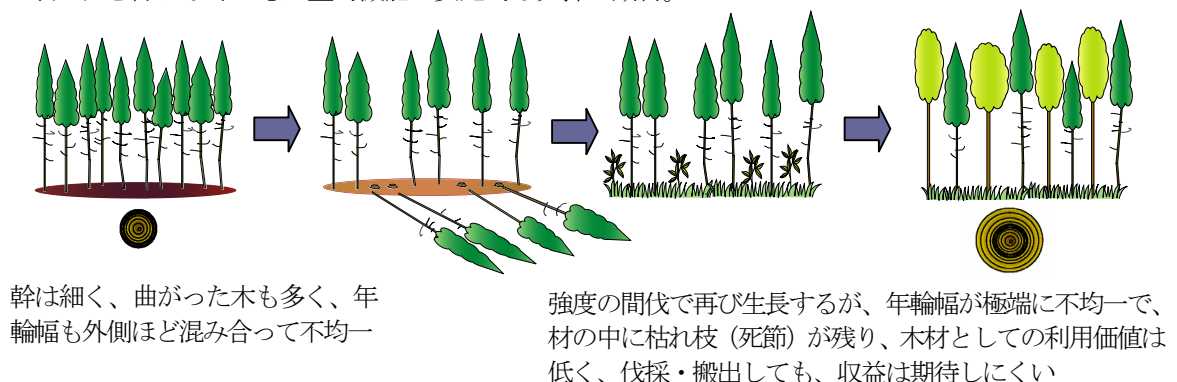


手入れ不足林の間伐 (強度間伐)

放置され荒廃が進む人工林では、幹は細く曲がった木も多く、価値のある木材の生産は難しい状況。

通常の間伐の2倍にあたる40%程度以上の本数を一度に間引きする「強度間伐」を行い、林内に陽光をたくさん入れて、下草や広葉樹の育成を促す。なお、間伐した材は安全に配慮して林内に留置。

将来的に広葉樹が適度に入り交じった混交林に誘導することで、木材生産には適さないが、頻繁な手入れを行わなくても公益的機能の安定的な発揮が期待。



(3) 森づくりを支える県民意識の醸成

県民が森林の多様な機能やその現状等を十分に理解し、森林は県民共有の大切な財産であるという認識に立ち、県民の参加や協力のもと社会全体で森づくりを支えていく意識を醸成することが重要であり、今後次のような取組が必要であると考えられる。

森林に対する県民理解の増進を図るため、県民に対する森林の現状やその役割、森林整備の取組等についての普及啓発や情報提供、また次代を担う子供を含めた県民を対象とした森林環境教育や森林体験活動、川上から川下、さらには海に至るまでの連携に向けた交流活動等を推進していく必要がある。

また、県民理解の増進と合わせ県民参加の森づくりを推進することも重要であり、多くの県民が参加できるよう能力に応じた森林ボランティア活動の仕組みづくりやその活動支援を行う必要がある。

特に、里山林など身近な森林は、環境教育、自然観察・森林体験など様々な活動の場としての期待が高まっており、竹の侵入等で荒廃が進む里山林の整備・保全や、気象災害や病害虫による被害林の再生等に向けて、幅広い県民の参画を含めた地域関係者の合意形成や整備等の活動を支援することも重要である。

さらに、県民参加の森づくりは、労働力の提供にとどまらず、県民が自ら理解を深め、意見やアイデアを出すことも重要であり、幅広い県民から森林の整備・保全のための様々なアイデアを募集し、県民提案型事業として実施することも必要ではないかと考えられる。

新たな森林整備制度の事例比較

区 分	高 知 県	岡 山 県	石川県（検討案）
整備の対象となる森林の選定基準	<p>公益的機能の発揮が求められ、緊急に整備が必要な次のいずれかに該当する森林を「有識者等による委員会」で決定</p> <p>①主要ダム上流域森林 ②主要取水源の上流域森林 ③保全対象（人家や公道等）の上部森林 ④これらに準ずる森林</p>	<p>次のいずれかに該当する森林</p> <p>① 16～35年生で奥地にある森林（国補助対象であるが、間伐が進みがたい奥地森林について、奥地作業の経費掛かり増し分（約3割）を考慮して補助）</p> <p>② 36～45年生の森林（国の補助対象外）</p>	<p>公益的機能の発揮のため整備が必要な16～45年生の手入れ不足人工林29千haのうち広葉樹等の人工林を除く22千ha</p>
所有者に対する規制措置等	<p>所有者と県で次の協定を締結</p> <p>①公益的機能を優先するため、間伐本数率で40%以上の強度間伐を行い、広葉樹との混交林化を促進</p> <p>②整備後10年間の皆伐の禁止</p>	<p>国の補助事業と同様であり整備後の規制措置は特にない</p> <p>※間伐は通常の方法（間伐本数率20～30%）</p>	<p>県及び市町と所有者の間で次の協定を締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域等 強度間伐（40%以上）で広葉樹との混交林化を促進、整備後一定期間（例えば20年）の皆伐禁止 ・水源地域等以外 整備後一定期間（例えば20年）の皆伐禁止
事業主体	<p>県（県が森林所有者に代わって実施）</p>	<p>森林組合等（既存制度と同）</p>	<p>森林組合等（既存制度と同）</p>
所有者負担の有無	<p>なし</p>	<p>あり（既存制度と同）</p>	<p>原則として水源地域等は「なし」、水源地域等以外は「あり」</p>

いしかわの森づくり整備（手入れ不足人工林整備）の事業規模の試算

[試算条件]

整備対象林29千 ha のうちマツや広葉樹の人工林 7千 ha を除く 22千 ha について試算

試算対象面積 22千 ha の内訳

- ・ 林齢別：16～35年生(国補助対象)15千 ha、36～45年生(国補助対象外)7千 ha
- ・ 地域別：水源地域等10千ha、水源地域等以外 12千 ha

積算事業単価：30万円/ha（現在実施している間伐事業の平均的な単価を考慮）

[事業規模の試算]

水源地域等10千haについては所有者負担を求めず、水源地域等以外の森林 12千 ha については、一部所有者負担を求めて整備事業を実施した場合
ただし、利用可能な既存制度（国費）はできる限り活用

- ・ 水源地域等森林の整備事業費 ：10千ha × 30万円/ha = 30億円
- ・ 水源地域等以外森林の整備事業費：12千ha × 30万円/ha × 85% 31億円
 （所有者負担を既存制度と同程度の 15%と仮定して算出したもの）
- ・ 全体整備事業費計：61 億円
 うち利用上限国費：15千ha(16～35年生) × 30万円/ha × 51% 23億円
- ・ 所要財源規模：38億円
- ・ 作業能力等を考慮し 10 年間での整備を想定した年間財源規模：3 億 8 千万円程度

（参考）上記試算のうち、水源地域等以外の森林整備が 85%の助成率では進捗しない場合に、さらに必要となる可能性の財源規模：12千ha × 30万円/ha × 15% 5億円

6 森づくりのための新たな財源の検討

森づくりのための新たな財源の検討にあたっては、税のみならず寄付金など可能性があると考えられる各種制度を幅広く取り上げることとし、具体的には次の7つの項目について検討を行った。

分担金および負担金、 使用料、 手数料、 租税、 寄付金、
地域通貨、 市民ファンド

(1) 分担金および負担金

国や地方公共団体が特定の事業（数人または地方公共団体の一部に受益が発生する事業）を行う場合に、これに要する経費に充てるため、その事業の受益者や関係者等に、その受益の限度において徴収することができるもの

[具体例]

土地改良法第90条（国営土地改良事業の負担金）、同法第91条（都道府県土地改良事業の分担金等）

（対象）事業によって利益を受ける者

道路法第61条（受益者負担金）

（対象）道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者

河川法第70条（受益者負担金）

（対象）河川工事により著しく利益を受ける者

[森づくりのための財源としての整理]

森林は、県土の保全や水源のかん養等の多面的機能を持ち、広く県民生活を支える重要な役割を果たし、県民全体が受益者となるため、不特定多数、県下全域に利益を及ぼすものであることから、地域を限定した事業を除き分担金を徴収することは困難であると考えられる。

〔 分担金は、不特定多数又は地方自治体の全域に利益が及ぶ場合には、徴収することは不適切である。 〕

(2) 使用料

行政財産の目的外使用または公の施設を利用するにあたって、その対価として条例の定めに従い徴収できるもの

[具体例]

保健休養林施設のレクリエーション施設等の使用料

・石川県保健休養林施設条例

第6条 知事は、保健休養林施設の次の各号に掲げる施設を利用する者から、別表に定める額の使用料を徴収する。

(別表)

施設の種類	区 分	単 位	金 額
フィールドアスレチック	15才以上の者	1人1回につき	410円
	60歳以上15才未満の者	1人1回につき	200円
コインロッカー		1台1回につき	100円
バンガロー	1日(宿泊)	1棟1回につき	3,360円
	休憩(日帰り)	1棟1回につき	1,730円

[森づくりのための財源としての整理]

森林を対象とした県の公の施設は森林公園等に限られ、使用料は特定施設の利用の対価にとどまる。

公の施設以外の県有林や私有林等を対象として、広く使用料を徴収することは困難と考えられる。

(3) 手数料

地方公共団体の事務で、特定の者に提供する特定の役務に対する対価として徴収できるもの

[具体例]

行政書士試験手数料

石川県手数料条例 7,000 円

狩猟者登録等手数料

石川県手数料条例 1,900 円

農業試験分析手数料 等

石川県農業用物料依頼分析条例

- ・ 定性分析：1 成分につき 1,450 円
- ・ 定量分析（土壌、肥料および農産物）
 - ・ 窒 素：1 成分につき 2,910 円
 - ・ リン酸：1 成分につき 2,910 円
 - ・ カ リ：1 成分につき 2,910 円

[森づくりのための財源としての整理]

森林の多面的機能の維持・向上のために施策を推進することは、特定の者のために実施するものではなく、その受益は県民全体に及ぶこととなり、また、特定の役務に該当しないことから、手数料として徴収することは困難であると考えられる。

(4) 租税

国や地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を得る目的で、法律または条例の定めに基づいて国民または住民から徴収するもの

地方公共団体は、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。

平成12年からは、地方分権一括法によって法定外目的税制度が創設されるなど、課税自主権の拡大が図られている。

地方税法は、地方公共団体の判断によって財政上その他の必要がある場合には、法で定める標準税率を超える税率を定めること（超過課税制度）や法で定める税目以外に税目を新設して独自の課税を行うこと（法定外税制度）ができる仕組みとなっている。

なお、法定外税は、税金の使い道が特定されていない「法定外普通税」と、使い道が特定されている「法定外目的税」に区分される。

[具体例]

法定外税の実施状況（平成18年7月1日現在）

法定外普通税

- ・ 石油価格調整税 1 団体（沖縄県）
- ・ 核燃料税 1 1 団体（福井県・福島県・石川県 ほか）
- ・ 核燃料等取扱税 1 団体（茨城県）
- ・ 核燃料物質等取扱税 1 団体（青森県）
- ・ 臨時特例企業税 1 団体（神奈川県）

法定外目的税

- ・ 産業廃棄物関係税 2 4 団体（青森県・岩手県・宮城県 ほか）
- ・ 宿泊税 1 団体（東京都）
- ・ 乗鞍環境保全税 1 団体（岐阜県）

超過課税の実施状況（平成 18 年 7 月 1 日現在）

森林整備のための税

- ・ 個人県民税均等割 19 団体（高知県・岡山県・鳥取県 ほか）
- ・ 個人県民税所得割 1 団体（神奈川県）
- ・ 法人県民税均等割 18 団体（高知県・岡山県・鳥取県 ほか）

用途を特定しない税

- ・ 法人県民税均等割 1 団体（大阪府）
- ・ 法人県民税法人税割 46 団体（静岡県を除く都道府県）
- ・ 法人事業税 7 団体（東京都・神奈川県・静岡県 ほか）

[森づくりのための財源としての整理]

租税は、一定の財源が継続的・安定的に確保されることから、森林整備に係る施策が円滑に施行できるものと考えられる。

しかし、租税は県民に新たな負担を求めるものであるため、その導入に当たっては、県民の理解を得ることが欠かせないと考えられる。

（参考：租税の基本原則）

公平であること

様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて公平であること

中立であること

税制度ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにならなければならないこと

簡素であること

税制度の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする。また、行政側のコストが過大とならないこと

(5) 寄付金

金銭その他の資産等を任意に提供するもの
国や地方公共団体が寄付金を割り当てて強制的に徴収することは禁じられている

[具体例]

緑の募金

国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、我が国における森林の整備や緑化等の推進に資するもの

募金の使途

- ・ 森林の整備：森林ボランティア等の自主的な地域の森づくり活動、学校林の保全活動などへの助成
- ・ 緑化の推進：苗木の配付、植樹祭の開催および公園等の環境緑化に係る助成
- ・ 緑の少年団等の育成：緑の少年団等の育成とその活動に対する助成
- ・ 緑の募金に関する普及啓発活動

募金額（石川県緑化推進委員会分）：18,212 千円(H17)、19,076 千円(H16)

企業等の寄付による森づくり

所有者が管理しきれなくなった森林の整備に、社会貢献活動を模索する企業の力を借りていこうという取組で、森づくりのコストを企業が経済活動で得る利益の一部を供出するもの

他県の事例

- ・ 和歌山県「企業の森制度」(平成13年～) 参加企業等 11 団体
企業や団体が、スギやヒノキ等の人工林を伐採した跡地を森林所有者から無償で借り、資金を寄付してコナラやケヤキなどの広葉樹の森を整備
- ・ 長野県「森林の里親促進事業」(平成13年～) 参加企業等 12 団体
地域住民が共同で所有する森林を対象に、県が仲人になって、所有者と企業が里親契約を結び、企業の寄付を財源として間伐や枝打ちなどを支援するもの
- ・ 高知県「企業との協働森づくり事業」(平成17年～)参加企業 50 社(目標)
県と企業、市町村等が協定を結び、企業からの協賛金で森林整備を進める一方、企業は、森の名称を自由に命名し体験型の社員研修などを利用するもの

[森づくりのための財源としての整理]

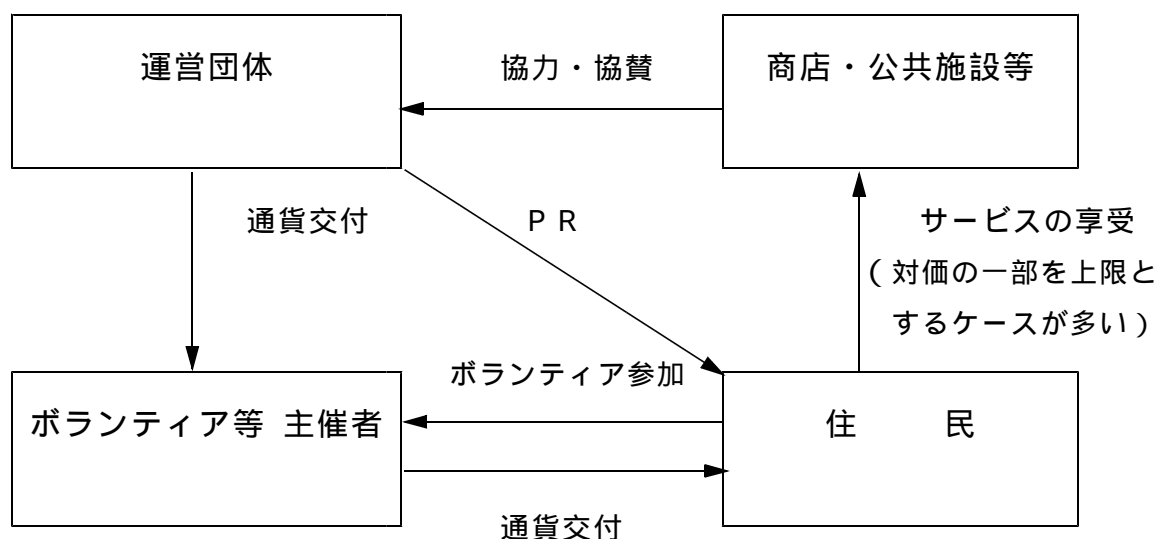
寄付者の任意の協力に委ねるものであり、収入源として不安定である。また、財源規模には一定の限界があると考えられる。

(6) 地域通貨

地域通貨とは、「ある特定の地域、またはコミュニティの範囲に限り流通する利子のつかないお金」であり、これは当事者間の合意と約束によって成り立つもの

地域通貨は、何らかの公共的あるいは社会的な目的に基づいて発行し、その通貨を発行し流通させることで、ある目標の実現を後押ししたり、通貨の利用者に何らかの行動を起こさせることを狙いとし、単なる決済手段としてではなく、コミュニケーションやまちおこしなどのツールとしての役割が重要視されている

【地域通貨のシステム概念】



[具体例]

NPO法人土佐の森・救援隊 (高知県)

・平成15年4月に結成され、森林整備、森林関係のボランティア養成・イベント実践活動等を行っている。

・ボランティア参加者等に独自の地域通貨券「モリ(森)券」を発行し、地場産品との交換券として、地域産業の振興にも寄与している。

「KOKU」金沢地域通貨

・地域活性化を目指して、平成16年10月にスタート。ボランティアを支援するため、様々なコミュニティ活動を対象に発行し、通貨は金沢市街地を中心とする72店舗で利用可能(平成17年7月現在)である。

[森づくりのための財源としての整理]

森づくりに対する県民の参加や森林に対する理解促進を図り、また、活力ある農山村づくりを進める上で有効な手段であると考えられる。

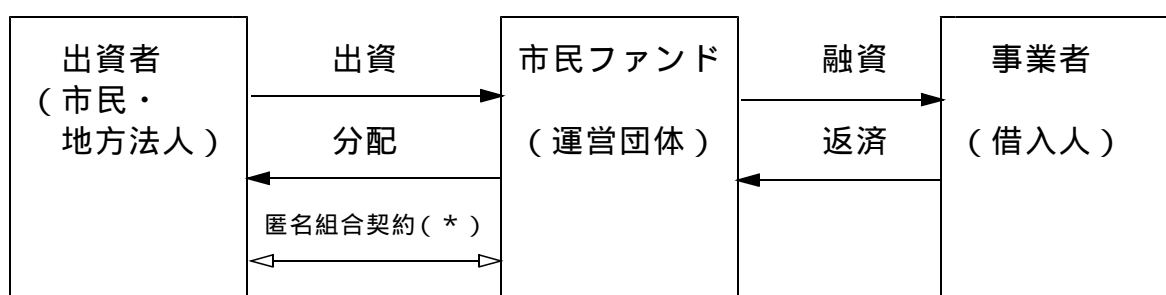
一方、その発行限度は協力店等の理解の範囲内であり、森林ボランティアの協力を前提とするため、財源規模や作業能力といった面で、広範な荒廃森林の整備を期待することは困難である。

したがって、農山村と都市との協働による森林づくりを進めるための取り組みとしては有効な手法であるが、これをもって森林すべてをカバーすることは困難と考えられる。

(7) 市民ファンド

ファンドとは、多くの場合、資本、基金または投資信託のことをさす
市民ファンドの手法は、地域の資源や特性を活かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営する形態となる

【市民ファンドの仕組み例】



(*) 出資者が匿名組合員となり出資を行うが、その経営の一切を営業者に委ね、組合員はその利益配分を受け取る契約

[具体例]

○NPO法人北海道グリーンファンド

市民の出資により再生可能なエネルギーをつくる風力発電施設を建設し、その売電収益を出資者に還元する事業を実施している。

これは、市民が自らのエネルギーを選択でき、環境保全に貢献し、さらに地域未活用資源の有効活用、地域経済の活性化などにもつながる活動としても評価されている。

[森づくりのための財源としての整理]

県民の参加や森林への理解促進を図る上で有効な手法であるが、森林資源等を活かした収益事業が見出せるか、県民からの資金集めが可能かといった課題がある。

7 新たな財源確保の方針

(1) 基本の方針

森林は、木材の生産のみならず、水源のかん養や山地災害の防止など多くの公益的機能を有し、社会全体に大きな恩恵を与えている。森林を健全な状態に保ち、その機能を安定して発揮させることは、県民全体に関わりのある問題である。

これまでの施策では対応できなかった手入れ不足の森林等を、公益的機能が将来にわたって発揮されるよう整備していくための新たな財源について、可能性があると考えられる7つの制度について検討したところ、

森づくりのための取組を考えた場合、一定の財源規模が必要であること
緊急的に森林整備を図るとしても、一定期間、安定的な財源が必要なこと
森林は、県土を災害から守り、きれいな水や空気を育み、二酸化炭素の吸収固定による地球温暖化防止への貢献など多様な機能を持っており、その受益は県民全体が受けること

このようなことを考慮した結果、一定規模の財源が継続的かつ安定的に確保され、森林からの恩恵を受けている県民に対し、薄く幅広く負担を求めることのできる税制措置が有効な方法であると考えられる。

また、森づくりのための税制は、単に財源を確保するというだけでなく、森林の機能を維持していくために、森林からの恩恵を受けている県民の皆様が広く薄く負担していただくことによって、森林の問題を自らの生活に関わる身近な問題として捉え、さらに森林を県民共有の財産として社会全体で森づくりを支える取組に参加するという意識を持っていただくことに大きな意義を見いだせると考えられる。

税制措置による財源の確保は、県民に新たな負担を求めるものであることから、森づくりとその受益・財源についての県民の理解が不可欠である。

県の厳しい財政状況やこれを踏まえた行財政改革への取組については、いしかわの森づくり財源検討部会において確認したところであるが、新たな負担に対する県民の理解を得るためには、更なる行財政改革の取組の促進・拡充が不可欠となるものと考えられる。

なお、税制措置の導入に際しては、次の点にも十分留意すべきである。

森林や林業の現状や役割をこれまで以上に広く県民に周知し、「森林を県民共通の財産として社会全体で守り育てる」ことについて理解を深めるとともに、制度導入に際しては、広く県民の意見を反映させる工夫が必要であること。

制度導入を機に、森づくりを支える県民意識の醸成や県民参加の促進を更に進めることが重要であること。

その際、寄付金や地域通貨の活用も検討するとともに、森づくりボランティア活動を積極的に推進することが望ましいこと。

新たな税収とこれを財源として実施する事業の関係を県民にわかりやすく明確に示す仕組みが必要であり、また、その効果を県民に説明するため、一定期間毎に検証する仕組みも必要であること。

なお、既存の森づくりのための事業については、引き続き、その内容を後退させることなく実施することが前提でもあること。

(2) 税制措置の検討

本県における新たな森づくりのための財源となる税制度の検討にあたっては、森林の持つ多様な機能（山地災害の防止や水源のかん養等）に着目しつつ、森林からの恵みが広く県民に及んでいることから、幅広く負担を求めることが適当と考え、これを基本とした。

課税方式の検討

税の手法としては、森づくりのための目的税を新たに法定目的税として創設する方法と、既存の税制度の税率を上乗せして、その上乗せ税率分を森づくりのための財源とする超過課税方式が考えられる。

森づくりのための法定外目的税としては、二酸化炭素の吸収機能に着目した二酸化炭素の排出量に応じた課税や水源かん養機能に着目した水の使用量に応じた課税など、森林の持つ個々の機能からの受益の程度により税を負担する制度が考えられる。

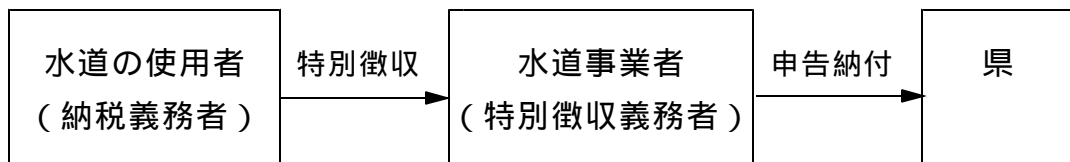
二酸化炭素の排出量に応じた課税については、個人や法人の排出量を的確に把握し公平に課税することは非常に困難であるのに対し、水道使用量に応じた課税は、定量的把握が可能であることから、公平性の観点から適当であり、これ以外の方法は見あたらない。

一方、既存の税制度に税率を上乗せした超過課税を考えた場合、森林の持つ多様な公益的機能を維持するための負担については、その恩恵はすべての県民があまねく享受しているという観点から、地域社会を構成するすべての者が広く分担することが適切であると考えられ、様々な行政サービスに対する会費的負担という性格を有する県民税均等割への上乗せ以外に適当なものがないと考えられる。

ア 法定外目的税（水道課税方式）

森林の水源かん養機能は、河川等を通じて良質な水を安定的に供給するという重要な役割を果たしており、水源のかん養機能を保全するために、多くの県民が使用している水道に着目した法定外目的税を創設することが考えられる。

○課税の仕組み



○長所

- ・ 目的税とすることで、森林の公益的機能を維持し、その保全を図るための税であることが制度上明確になる。
- ・ 受益と負担の関係がわかりやすい。

○短所

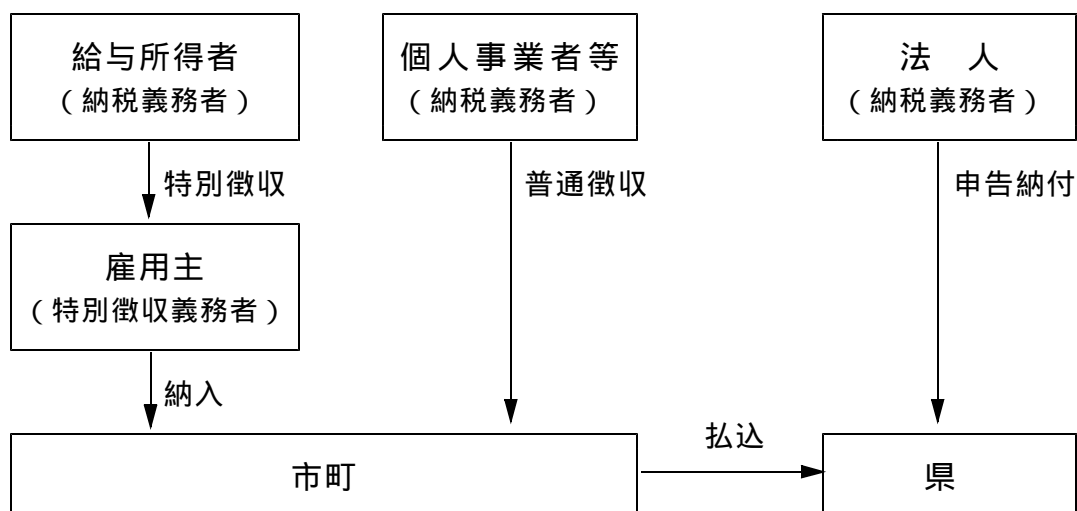
- ・ 低所得者にも負担を求めることとなる。
- ・ 水道事業者が税を徴収できない場合は、自ら負担する必要がある。
- ・ 徴税コストが多くなる。

イ 超過課税（県民税均等割上乗せ方式）

森林の多様な公益的機能の恩恵は、すべての県民が享受しているという観点から、様々な行政サービスに対する会費的負担という性格を有する県民税の均等割に、森づくりを図る施策の財源とするための一定税率を上乗せすることが考えられる。

○課税の仕組み

県民税均等割の税率に一定額を上乗せして課税するもので、納税義務者や徴収方法は県民税と同じである。



○長所

- ・低所得者への配慮が含まれている。
- ・既存の税制度を利用することから徴収コストを抑えることができる。

○短所

- ・県民税は普通税であることから、他の普通税と税収が区分できないため、森林保全のための財源であるという位置付けがあいまいになる。

ウ 課税方式の整理

課税方法を比較すると、税の目的を明確にするためには、法定外目的税の創設がすぐれている。

一方、実現可能性の面では、法定外目的税の創設は、新たな税目の創設となることから、賦課徴収についての徴税コストが増大することや、市町等の協力が得られなければ制度として成り立たないなど課題が多く、先行県においてもその導入を断念しているところである。

超過課税は既存制度を活用することから、コスト等の負担増は少なく、導入の目的を明確にし、税の用途を森づくりのための施策に限定する仕組みをつくることは可能であることから、森づくりのための税としては、超過課税の方が実現性が高く妥当な方式と考えられる。

税率

今後の森づくりのための財源として県民税均等割に上乘せすべき税率は、必要な施策に充てる財源の確保を旨とすることから、基本的には、今後の森林整備のあり方に基づいて実施する事業規模を考慮して決定する必要がある。

この場合において、実効ある施策の展開には、ある程度の税収規模が必要となるが、一方で、税制度は県民に新たな負担を求めるものである以上、その負担は極端に重いものにならないことに配慮することも重要と考えられる。

ア 個人県民税均等割の税率について

現在の個人県民税均等割の税率は 1,000 円と定められている。個人県民税均等割は、担税力のある人が等しい額によって公平に負担するもので、住民にとって身近な行政サービスに対する会費的性格を持つものであり、広く負担を求めるため、対象範囲は広く、税率は低く定められている。

このため、森づくりのための税を導入している先行県では次のような定額による税率を採用している。

税 率	導 入 県
3 0 0 円	2 県（鳥取県、神奈川県）
4 0 0 円	1 県（静岡県）
5 0 0 円	12 県
8 0 0 円	2 県（兵庫県、滋賀県）
1 , 0 0 0 円	2 県（福島県、岩手県）

（注）上記のほか、神奈川県では個人県民税所得割にも 0.025%を超過課税している。法人に対する超過課税を行わない神奈川県やすべての法人に対し 500 円の定額上乘せ方式の高知県を除く 17 県で、均等割額の超過税率として 3%～11%を採用しており、最も多いのは岡山県等の 12 県が採用している 5%である。

イ 法人県民税均等割の税率について

現在の法人県民税均等割の税率は 2 万円から 80 万円まで資本金等の額に応じた税率が定められている。

これは法人によって資本金等の多寡により担税力に差があり、中小法人等に対する負担軽減を図る必要があることが考慮されているためである。

森づくりのための税を導入している先行県では、森林の公益的機能から受ける受益の規模を客観的に反映させるため、超過課税の税率に定率を採用している県が多くなっている。

税 率	導 入 県
3 %相当額 (600 円 ~ 24,000 円)	1 県 (鳥取県)
5 %相当額 (1,000 円 ~ 40,000 円)	12 県
10 %相当額 (2,000 円 ~ 80,000 円)	3 県 (福島県、兵庫県、岩手県)
11 %相当額 (2,200 円 ~ 88,000 円)	1 県 (滋賀県)

(注)上記のほか、高知県は定額 500 円を超過課税している。

ウ 税収見込額 (試算) について

先行県で導入されている超過税率を本県に当てはめると次のようになる。

個人県民税均等割		法人県民税均等割		合 計
税 率	税収見込額	税 率	税収見込額	
300 円	160 百万円	3 %相当額	56 百万円	216 百万円
500 円	267 百万円	5 %相当額	93 百万円	360 百万円
1,000 円	534 百万円	10 %相当額	186 百万円	720 百万円

エ 検討結果

- ・森林からの恩恵を受けている県民に対して、薄く幅広く負担を求めるものであること。
- ・現行制度上、県民税均等割の税率における個人と法人の負担水準の差、法人間における資本金等の額による負担水準の差が設けられている趣旨を反映した制度設計であること。
- ・今後の森林整備のあり方に基づいて実施する事業規模に概ね見合うこと。
- ・先行県では、19 県中 11 県において、個人県民税 500 円、法人県民税 5 %としていること。

以上のことから、次のような税率案が適当と考えられる。

【 税率案 】

個人：年額 500 円

法人：現行の均等割税率の 5 %相当額

資本金等の額の区分	現行均等割税率	5 %相当額
50 億円超	年額 800,000 円	40,000 円
10 億円超 50 億円以下	年額 540,000 円	27,000 円
1 億円超 10 億円以下	年額 130,000 円	6,500 円
1 千万円超 1 億円以下	年額 50,000 円	2,500 円
1 千万円以下	年額 20,000 円	1,000 円

税収規模 年 3 . 6 億円程度(平年度ベース)

実施期間

今後の社会情勢や住民意識の変化等を勘案し、事業の達成度を一定期間後に検証する必要があるとして、税導入の 19 県では実施期間を設定している。

実施期間は、鳥取県の 3 年間を除き 5 年間としており、概ねこの期間を目安に、第三者からなる評価委員会により、税導入効果を検証した上で、必要に応じて見直しを検討することが適当と考えられる。

新たな税収の管理

県民税は、税金の用途を特定しない普通税であるため、新たな税収が森づくりのための事業に使われていることを、県民にわかりやすく明確に公表する仕組みが必要と考えられる。

先行県では、19 県中 17 県が基金を設けて区分経理を行うこととしており、同様の税収管理が望ましいと考えられる。

8 おわりに

今日、手入れされない森林が増加し、このままで推移すれば森林の持つ公益的機能が損なわれ、県民生活への影響も懸念されている。

この流れに歯止めをかけ、私たちの生活に深く関わりのある森林が、その公益的機能を十分発揮できるよう、県民共有の財産として健全な姿で将来の世代に引き継いでいくことが求められている。

委員会での検討の結果、従来の「森林所有者による林業生産活動を通じた森林の整備」では、すべての森林を適切に管理することは困難な状況にあることから、手入れ不足林での森づくりは、「安全で快適な県民の暮らしを守るための森林の整備」という視点に立ち、県民の理解と協力のもとに進めていくべきであると意見集約し、整備事業を計画的に実施し、かつ、県民の皆さんが森づくりに参加するという気持ちを持っていただくためにも、広く薄く負担を求める税の導入が適当との結論に達したものである。

この森づくりのための税は、単に財源を確保するというだけではなく、県民の方々に負担していただくことによって、森林の問題を自らの生活に関わる身近な問題として捉え、さらに森林を県民共有の財産として社会全体で森づくりを支える取組に参加するという意識を持っていただくことに大きな意義があるものと考えられる。

一方で、パブリックコメントや県民説明会等を通じて寄せられた意見の中にもあるように、新税は新たな負担ともなるため、今後、県として県民にしっかりと説明していく努力をすることが欠かせないものと考えられる。

今回、報告書を取りまとめたところであるが、森林の荒廃に歯止めをかけるためには、一日も早い対策を進めることが必要であり、本委員会での論議を契機として、今後、本県にふさわしい制度がつくられ、県民が森林を支える新しい仕組みについての理解を深めながら運用されることを期待するものである。